



久喜市監査委員告示第8号

久喜市監査基準第12条の規定に基づき地方自治法第199条第5項の監査を執行したので、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年12月6日

久喜市監査委員 菊地雅之

久喜市監査委員 斉藤広子

令和3年度随時監査（令和3年10月28日執行分）結果報告の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による令和3年度随時監査を、久喜市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

議会事務局、市長部局及び各行政委員会事務局（令和3年度9月分の財務事務）

(2) 選定理由

議会事務局、市長部局及び各行政委員会事務局の財務事務については、令和3年度9月分の現金の出納に係る例月出納検査が執行されることから、併せて随時監査の対象とした。

2 監査の目的と範囲

当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、財務諸票（支出命令書等）の起票者等へ質問をするなどの監査手続きを通じて検証することを目的とした。

3 リスク及び監査の着眼点

財務諸票（支出命令書等）を無作為抽出により確認したところ、不適切な支出を想起させる支出命令書はなかったことから、監査の実施にあたり、リスク及び監査の着眼点は特段設定しなかった。

4 監査の実施内容

財務諸票（支出命令書等）の起票者等へ質問するなどの方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和3年10月21日から同年11月26日

第2 監査の結果

今回、例月出納検査に合わせて随時監査を前記のとおり実施した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。